

平成28年6月29日

株 主 各 位

東京都墨田区緑四丁目15番3号

ロンシール工業株式会社

代表取締役社長 門 脇 進

第73回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第73回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第73期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で併合する事といたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案

監査等委員でない取締役6名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員でない取締役に門脇進、田中利彦、稲葉英介、中瀬雅廣、松本公一、田中達也の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、監査等委員である取締役に平山達也、大石秀夫、河本浩爾の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠の監査等委員である取締役に堀谷宏志氏が選任されました。

- 第6号議案** 監査等委員でない取締役の報酬額決定の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

配当金の口座振込ご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

配当金の口座振込をご指定されていない方は、同封の「第73期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、払渡しの期間内（平成28年6月30日から平成28年7月29日まで）に最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。

配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「第73期期末配当金領収証」にて配当金をお受け取りいただく株主の皆様につきましても、「配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受取になった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式のお取り扱いについて、以下のとおりご案内申しあげます。

なお、この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の当社株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他

の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、株主様の口座のある証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。

この端数処分代金のお支払いは、平成28年11月下旬を予定しております。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、株主様の口座のある証券会社又は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は1,000株となっております。単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではその様なご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取る制度及び株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

ご利用する場合は、株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である下記の当社株主名簿管理人にお申し出ください。

当社の株主名簿管理人
連絡先

みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

事務取扱店はみずほ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店並びに
みずほ証券株式会社の本店及び全国各支店